



保育認定申請のご案内



平成 27 年 4 月から、子ども・子育て関連 3 法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が始まります。新制度の開始に伴い、保育園や幼稚園の利用をご希望の場合、「保育・教育の支給認定」を受ける必要があります。

(1) 保育の支給認定区分

※対象年齢は毎年 4 月 1 日時点での年齢です。

認定区分		対象年齢	内 容
第 1 号認定	教育標準時間認定	満 3 歳以上 小学校就学前まで	幼稚園等で教育を希望する場合
第 2 号認定	保育認定	満 3 歳以上 小学校就学前まで	お子さんが満 3 歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合
第 3 号認定	保育認定	満 3 歳未満	お子さんが満 3 歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

(2) 保育が必要な事由 ※第 2、3 号認定を受けるための要件

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護、看護
- 災害復旧のため保育が必要であること
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として千代田区が認めるもの

(3) 保育の必要量 就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」利用（1 日あたり最長 11 時間）
 - ▶ フルタイム就労（おおむね月 120 時間以上又は 1 日 6 時間以上）を想定した利用時間
- 「保育短時間」利用（1 日あたり最長 8 時間）
 - ▶ パートタイム就労（おおむね月 48 時間以上 120 時間未満）を想定した利用時間

(4) 申請手続き

1. 保育支給認定申請書
2. 認定を希望するお子さんの父・母の勤務証明書等
3. 番号確認書類（個人番号カード・通知カード・個人番号の記載された住民票の写し等）
4. 本人確認書類（個人番号カード・運転免許証・パスポート等）

以上4点を、下記のとおり子ども支援課へご提出ください。

<保育所等で保育を希望する場合>

入所を希望する施設	手続き方法
認可保育園、こども園（長時間保育）、幼保一体施設（長時間保育）、家庭的保育事業等 子ども支援課に入園申込みをする施設	入園申込みの際に、併せてご提出ください。 ※申請内容の審査の結果、第2号・第3号認定を受けられない場合は、入園申込みを受理することができません。
認証保育所、区補助対象保育室	区の保育料減額補助制度を申請する際に、併せてご提出ください（補助制度を利用しない場合は申請の必要はありません）。
認可外保育施設	手続きは必要ありません。

<幼稚園等で教育を希望する場合>

入所を希望する施設	手続き方法
区立幼稚園、こども園（短時間保育） 幼保一体施設（短時間保育）	入園申込みの際に、併せてご提出ください。
私立幼稚園（区内）	新制度に移行する幼稚園はないため、手続きは必要ありません。
私立幼稚園・認定こども園（区外）	新制度の施設に移行するかどうかで認定の要・不要が異なります。新制度移行園かどうか該当の園にご確認ください。

(5) 注意事項

- ① 転入前に他の自治体で認定を受けている場合も、千代田区に転入された場合は、再度認定申請が必要となります。
- ② 保育支給認定は教育・保育の必要性を認めたものであり、幼稚園・保育園の入園を保障又は決定するものではありません。

<問い合わせ先>

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1

千代田区役所子ども支援課支援係

TEL 03-5211-4229

（土日祝日を除く8:30~17:15）